

十 十
二 一
初 利
期 率
利 子

十 第
三 二
後 の 期
の 利 子 以

十 十 十 十
七 六 五 四
払 払 元 償 償
込 場 利 還 還
期 所 金 金 期
日 支 額 限

十 七 銭 二 厘
年 ○ ・ 八 パ ー セ ン ト
平 成 十 九 年 六 月 十 五 日 を 支 払 期
と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し た
金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期
が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き は 、
そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う へ 以 下 、
次 号 及 び 第 十 四 号 に お い て 規 定
す る 期 日 に つ い て 同 じ 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎 年 六 月 十 五 日 及 び 十 二 月 十 五
日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お
い て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す
る 利 子 を 支 払 う 。
平 成 十 年 十 二 月 十 五 日
日 本 銀 行 額 百 円 に つ き 百 円
平 成 十 八 年 十 二 月 十 五 日